令和３年度　第４回丹波市人権行政推進審議会会議録（摘録）

日　　　時：令和３年９月16日（木）午前10時開会～午後０時10分閉会

場　　　所：氷上住民センター　実習室

出席者委員：森秀樹会長、足立儀明職務代理者、金川方子委員、高畑豊代子委員、山本育男委員、上村行男委員、藪猛委員、瀬尾せつ子委員、細田哲子委員、村上幸子委員

欠席者委員：亀井剛委員、増南文子委員

事　務　局：まちづくり部長、まちづくり部人権啓発センター所長、副所長兼人権推進係長、隣保館係長、人権啓発センター職員

傍　聴　人：なし

報告事項：（１）第３次丹波市人権施策基本方針「第４章」の記載内容（案）について

　　　 　　　　　　①　女性の人権

　　　　　　 　　　②　子ども・若者の人権

　　 　　　　 　　③　高齢者の人権

　　　　　　　　　 ④　障がいのある人の人権

　　　　　　　　　 ⑤　外国人の人権

協議事項：（１）第３次丹波市人権施策基本方針「第４章」の記載内容（案）について

　　　　　　　　　 ①　インターネットによる人権侵害

　　　　 ②　性的マイノリティの人権

③　その他の人権課題

（２）第３次丹波市人権施策基本方針「第５章」の記載内容（案）について

資　　　料：【資料１】　　前回審議会での意見・指摘事項への対応表

【資料２－１】第４章の記載内容（案）「２．女性の人権」

【資料２－２】第４章の記載内容（案）「３．子ども・若者の人権」

【資料２－３】第４章の記載内容（案）「４．高齢者の人権」

【資料２－４】第４章の記載内容（案）「５．障がいのある人の人権」

【資料２－５】第４章の記載内容（案）「６．外国人の人権」

【資料３－１】第４章の記載内容（案）「７．インターネットによる人権侵害」

【資料３－２】第４章の記載内容（案）「８．性的マイノリティの人権」

【資料３－３】第４章の記載内容（案）「９．その他の人権課題」

【資料４】　　第５章の記載内容（案）

【資料５】　　人権施策基本方針策定スケジュール

１　開会

・開会あいさつ

・委員12名中８名の出席により、会議が成立していることの確認（丹波市人権行政推進審議会設置条例第５条第２項）。後刻、さらに２名の出席があり、最終的に10名の出席となる。

・資料の確認

２　会長あいさつ

ご出席いただいたことに感謝する。

法務省が毎年調査し、発表している数値で、人権侵犯事件の数があるが、令和２年に処理した件数が10,002件あった。令和元年から比べると5,402件減少した。これは、おそらくフェイス・トゥ・フェイスの関係が減少していることによると考えられる。しかし、それに対して、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、1,917件、２割程度あった。その内、書き込みの内容が人権侵害に当たるとして削除の要請を求めるといったように、プロバイダ等に削除要請した件数は578件となり、過去最高となった。このように、フェイス・トゥ・フェイスの人権侵害は減っているが、インターネットによる人権侵害は増えている状況にあるということである。

本日は、インターネットによる人権侵害についても協議していただくことになっている。ご審議をよろしくお願いする。

　【会議公開・非公開の決定について】

審議にあたっては、特段個人情報が特定されることはないため、公開とする。なお、議論を進めていく中で個人が特定されるような内容となった場合には、非公開とする旨を確認する。

３　報告事項

（１）第３次丹波市人権施策基本方針「第４章」の記載内容（案）について

　　　　①　女性の人権

　　　　②　子ども・若者の人権

　　 　③　高齢者の人権

　　　　④　障がいのある人の人権

　　　　⑤　外国人の人権

　　　　事務局より資料１、資料２－１から資料２－５に基づき報告

４　協議事項

（１）第３次丹波市人権施策基本方針「第４章」の記載内容（案）について

　　　 ①　インターネットによる人権侵害

　　　 事務局より資料３－１に基づき説明

【意見要旨】

会長

　　ただ今、事務局から説明があった。質問や意見をお願いする。

委員

　　市でモニタリングを行って問題となることがあったのかどうか、状況を教えていただきたい。

事務局

　　職員でモニタリングを行っている。これまでに削除要請を行った事例はない。

委員

　　市で削除要請を行ったことはなかったということであるが、多くの市町でモニタリングを行っており、その中で丹波市に関する記載についても削除要請をしていると聞いたことがある。丹波市に削除要請を行ったということを知らせてほしいと要望したことがある。「ない」との回答であったが、そのようなことがあると思う。

事務局

　　兵庫県下では、尼崎市が非常に熱心にモニタリングに取り組まれている。県においても、兵庫県人権啓発協会という団体で監視を行っており、何かあれば各市町に連絡するような体制になっている。例えは、削除要請される案件で、尼崎市に関わるものだけでなく、全県に関わるものもあると考える。

会長

　　丹波市に関する書き込みがあれば、他市で把握している場合があるので、それらの情報を共有する仕組みがあればよいということだと思う。

委員

　　そうである。

会長

　　これからどのような体制・組織で行っていくのかということだが、今後、例えば、県内で、削除要請を行った、それはどのような内容だったのか、といったことの情報共有をすることができれば、どういう状況なのかが把握できるようになる。可能であるならば、連携について、話し合いの場で提案することもよいのではと考える。

委員

　　他の地域での情報を知ることは、全国にたくさんの自治体がある中で、非常に難しいと思う。モニタリングをすることで抑止力になっていると思うので、引き続き行っていただきたい。書き込みは、社会的なことから個人的なことまで多岐にわたる。それらを知りたい、把握したいということがあろうが、なかなか大変である。

事務局

　　インターネット上の掲示板に書かれた書き込みは、全国どこからでも見ることができる。そういった中で、監視は、検索キーワードを用いて、月２回職員が行っている。多くの書き込みサイトがあり、多くの人が書き込みをしている。全てを網羅することは難しく、発見できていないこともあるかもしれないが、他市のモニタリングの手法も勉強しながら、引き続きモニタリングを実施していく。先ほどご指摘のあった、他市で監視されている中で、丹波市に関する書き込みも削除要請されたというなどの情報共有については、連携しながら、把握していきたいと考えている。

会長

　　もう一点、モニタリングが抑止力として意義がある、ということについては、私も同じ考えである。モニタリングをやっている、ということをアピールすることが抑止力につながっていくと考える。

委員

　　「施策の方向性」の最後、「相談・支援の充実」について、これだけインターネットやＳＮＳが普及している中では、相談窓口の周知が大切なことと考える。先ほど、モニタリングすることが抑止力につながるとあったように、窓口があるということを市民に分かるようにしていただきたい。

事務局

　　広報、ホームページ、ラジオ放送などの機会を通じて、周知していく。

会長

　　「施策の方向性」の（１）の○の２つ目に「情報リテラシー」という言葉があるが、どういう意味なのか。もう一点、学校教育において、市の教育委員会はこの問題について子どもに何時間教えているのか。どの学年にどのように教えているのか。

会長

　　小学校５年生において情報産業について学習することにとなっており、その中で、インターネットの正しい使い方についての記述が盛り込まれている。おそらくその時間に、多くではないが、学ぶことになっていると思う。丹波市の状況は分からないが、外部講師を呼んできて、情報モラルなどに関する講演会を行っている学校も多いと思う。

委員

　　市の状況が分からないのであれば、この学年は何時間といった表などで、次回会議で教えてほしい。リテラシーについては。

会長

　　「リテラシー」という言葉は、もともと “読み書きそろばん”でいう「読み書き」という意味で、“生活していく中で基本的な知識”と一般的には使う。「情報リテラシー」となると、情報をどういうふうに使いこなすのか、どういうことに注意すべきなのか、などについての知識を持っていること、となる。

事務局

　　自分の目的ために、適切に情報を活用することができる基本的な知識や能力ということと理解している。注釈を加えるなど、分かりやすく表現する。

委員

　　「情報リテラシー」については、私も難しかった。カタカナ表記は難しく、理解できないものもある。

会長

　　カタカナ表記について、必要な表現であれば使う必要があろうし、別の表現で優しく言い換えることができるならば言い換える、という方針でいくことでよいと思う。

事務局

　　「情報モラル」「情報リテラシー」という言葉について、難しい表現ではあるが、今ではかなり広く使われている言葉でもあり、この言葉を知っていただくということも大切であると考えるので、注釈も含めて検討する。情報教育に関する学習時間については、確認の上、次回会議で報告させていただく。

委員

　　第２次の基本方針において、「子ども・親子向けの教育・啓発」ということが書いてある。この問題では、子どもだけでなく、親も含めた教育が重要になってくると思う。親子向けの教室など実際にも取り組まれているが、そのことについて記載してほしい。コロナ禍では、親子の学習会は中止になったりしているようだが、それ以前でも、参観日に50人の保護者の参加があっても、引き続きその後にインターネットの学習会を開催しても、10人も参加者がいないといった現状である。親の教育ということはずっと言われてきており、取り組んではいるが、なかなか成果が出ていないという現状である。

会長

　　家庭での指導も大切である、学ぶ機会の提供が大切であるという意見である。

委員

　　この意見で思ったことだが、地域全体で子ども達を育てていくということが大切であると感じた。地域の教育力を高めていくことが重要であり、課題である。

会長

　　今の点を踏まえ、事務局は記載していっていただいていると思っている。書き込める内容があれば、充実させていていただきたい。

（２）第３次丹波市人権施策基本方針「第４章」の記載内容（案）について

　　　 ②　性的マイノリティの人権

　　　 事務局より資料４－２に基づき説明

【意見要旨】

会長

　　ただ今、事務局から説明があった。質問や意見をお願いする。

委員

　　「現状と課題」の○の１つ目、３行目に「私たちが気づいていないだけ」と記載があるが、「私たちが知ろうとしていないのではないか」と、もっと踏み込んだ表現にすべきと考える。

会長

　　この文章は、割合の話をしている箇所である。性的マイノリティのことを知ることは大切であるが、誰が性的マイノリティであるのかということは知らなくてもよいことであり、ここで「知る」という表現を使うと文脈が難しいことになってしまう。委員が言われていることは大変よく分かるので、表現の工夫が必要である。

委員

　　個人のプライバシーについて言っているのではなく、この問題について、詳しく知ろうとしていないのではないかと思う。性的マイノリティの問題について、情報を得て、きちっと整理して、知ることが必要でないかと思う。

委員

　　私も同じ意見である。性的マイノリティがカミングアウトすることは本当に難しく、生きづらい社会だと思う。いざ、カミングアウトしても、その多様性を認められない社会であるということを周りが気づかないといけない。だから、カミングアウトできない。そういった社会であることを記載していってほしい。

会長

　　文脈に注意して記載する必要がある。また、マジョリティが、大多数の人が「知る」ということを意識して記載するということ、この意見もそのとおりであり、記載について検討してほしい。

　　「施策の方向性」の（２）に、同性パートナーシップ宣言制度について、導入について調査・研究する、とある。これに関して、既に導入している市町があると思うが、そこで宣言をされたカップルが転入してこられた場合、どうなるのか、教えていただきたい。

委員

　　この点に関して、丹波市は、制度を導入している９自治体に入っているのか。

　事務局

　　丹波市は、９自治体には入っていない。パートナーシップ制度については、行政サービスとしては、公営住宅への入居ができる、病院での面会ができるといったもの、民間でのサービスとしては、携帯電話の家族割引が受けられるといったようなことがある。現在、丹波市はこの制度の導入がないということであるが、阪神間ではこの制度の導入が進んでいる。そういった地域からの転入があった場合、現状では、公営住宅に入ることはできない。しかし、パートナーシップ制度を導入している自治体が連携され、連携自治体間で転入転出があった場合、再度、宣言をしなくてもよいといった取組をされている。

委員

　　全国で110自治体、兵庫県では９自治体が取り組んでいるという中で、なぜ、丹波市では取り組んでいないのか。

事務局

　　各自治体で取り組まれている状況を把握し、メリットなどを把握していきたい。

委員

　　では、デメリットはなにか。それがないのに取り組んでいないのはどうかと思う。

事務局

　　もちろんメリットはあると思っている。この第３次基本方針に記載し、導入について調査・研究をしていくと位置づけたいと考えている。

委員

　　この基本方針に「丹波市は10番目になる」と記載することはできないのか。我々が「導入を」と言っているのに、「それはできません」では納得がいかない。なぜ10番目になろうとしないのか。今の説明では、理由ははっきりしないということを感じたが、会長、いかがか。

会長

　　「制度」ということなので、調査・研究しないで、「導入する」と書くことができるのか、できないのか分からない。つまり、市政の中で、具体的にどの部分で、パートナーシップ宣言制度の対応をするのか、どこの範囲まで及ぶのか、内部の議論が必要となろう。ただし、ここに、「調査・研究する」と記載があるので、結果はどうなったのか、次のステップはどうなのか、調査・研究したのに何もしないのか、といったことを突きつけることになろう。今の時点で、「やります」と記載できない事情があろうかと考えるが、記載した以上は、仮に「やらない」という結論になったとしても、その理由はきちっと説明する必要がでてくる。書き込みが「浅い」というご指摘は理解するが、市役所全体で調整する必要もあり、「制度の導入について調査・研究する」と書き込むことは意義があると考える。

　委員

パートナーシップ制度の導入を早く実現する必要があると、丹波市がそういった取組をできるだけ早くやっていってほしいと思うならば、書き込めるのではないか。会長が言われるようなこともあるが、何よりも、導入を実現してほしいという委員の意見があれば、書き込めると思う。

会長

　　委員の思いとの違いはない。「導入について」とあるが、「導入に向けて」という意味であろう。

事務局

　　これまでは「その他の人権」として含めて考えていたが、今の社会の状況をみて、この第３次基本方針では、性的マイノリティの人権について新たに項目を立てて、きちんと考えていこうとした点は、大きな方向性である。そして、このパートナーシップ宣言制度についてどんなことができるのかついては、市全体で考えていく必要があると思っている。市として前向きに考えていく。

　委員

審議の意見を反映していただくことができるならは、反映していってほしいと思う。

委員

　　今の社会の中で生きていこうとした時に、婚姻関係を証明されているということ、配偶者として認められることはとても大事なことであり、制度導入に向けて調査・研究していってほしい。

　　また、当事者の問題ではなく、周りの人間、一人ひとりの意識改革をどうしていくのかが必要である。人権の問題は、相手の人権をどこまで尊重するのかと思うので、もっと受け入れる、知り合う、認め合うために、一人ひとりの正しい知識をつける、意識改革をする、といった積極的な言葉を入れてほしい。

会長

　　最初にあったように、私たちがいかに気づいていないか、ということがあるので、知っていく気持ちを持つということを啓発するような文言を盛り込んでほしいということである。

事務局

　　先ほどから議論していただいているパートナーシップ制度については、制度ありき、制度を導入すればよいというものではいけないと考えている。委員のご意見にあったとおり、市民の方々に知っていただき、正しい知識を得ていただくということが大切であると考えている。それが「施策の方向性」の（１）の教育・啓発の推進であり、これまで取り組んできてはいたが、まだまだ十分ではないと思っている。これに（２）の制度との両輪、されに（３）の学校での取組を含め三輪で進めていく必要があると考えており、これが、先ほど申し上げたとおり、新しく項目として立てた意義だと思っている。

会長

　　施策の方向性の（３）、学校の取組について、制服問題、トイレの問題が大きくあろうかと思うが、現状はどのような状況か。

事務局

　　中学校の制服については、共通制服となっており、女子生徒もスラックスを選択できるようになっている。実際に選択し着用している生徒もいるように聞いている。トイレの利用については確認が出来ていないので、次回に報告させていただく。

委員

　　たくさんの議論があるが、市として同性パートナーシップ制度についての導入があれば、対象者の方は認められていると思われるし、子ども達もそのような結婚も認められるのだなと分かる。私は、もっと前に進めていくべきと考える。

　　これまではなかなか知る機会がなかったが、社会の状況が大きく変わり、テレビ番組で放送内容が問題となったこともある。丹波市もよい方向に持っていくほうがよいと、効果は大きいと考える。

会長

　　前向きにという意見である。庁内の連携は必要であるが、進めていくということで、文言調整をしていっていただきたい。

委員

　　この指針は、前に向かって、こうしていってほしい、こうあってほしいというものである。それならば、前向きな内容でお願いしたいと思う。この問題に手をつけていってほしい。性自認、性的指向と、なかなか難しく立ちいったところまで踏み込んで考えることになる。市の職員も、先生も大変だと思うが取り組んでいってほしい。特に先生は、そういったことを理解した上で、子ども達に指導していかなければならない。もっともっと勉強され、先進的な取組になるようしていっていただきたい。

会長

　　特に、先生方は、様々な指導で悩まれることもあろうかと思う。その相談等については、教育委員会の中で工夫していただければと考える。まさに調査、研究していっていただき、情報が適切に使われるようになればよいと考える。

委員

　　「施策の方向性」の（２）に相談対応等支援するとあるが、組織的にきちっとできているのか。

事務局

　　「性的マイノリティ相談窓口」といった専門の担当窓口はない。総合的な人権相談の中で受ける、保健師が相談を受ける、学校現場で受ける、といった個々の対応をしているという状況である。市の職員としても正しい理解が必要であると考えており、教育・啓発の推進が大切であると考えている。

会長

　　入口は分かりやすいことが大切であると考えるが、そこからは専門的なところで対応できるような連携が必要であり、工夫してやっていただくよう検討していただきたい。

委員

　　兵庫県の中でも、各市町に担当者を決めて、全体で研修をするなどして、学習を進め、対応を進めていくというように、先進的に取組をしていってほしい。

（１）第３次丹波市人権施策基本方針「第４章」の記載内容（案）について

　　　 ③　その他の人権課題

　　　 事務局より資料３－３に基づき説明

【意見要旨】

会長

　　ただ今、事務局から説明がありました。

　　５頁の最後、③若者の自立問題については、当初は盛り込むとしていたが、削除するということである。その点についてはよいか。

各委員

　　問題ない。

会長

　　それでは、それ以外で、意見・質問をお願いする。

　　４頁の「（９）さまざまな人権課題」の箇所について、これまでは、「現状と課題」「施策の方向性」と分けて記載してあったのが、それが分かれていない。記載はそのような内容になっているので、同じような書きぶりにしていただければと思った。

委員

　　新型コロナウイスル感染症の記載のことについては、しっかりと書いていただきたい。この新型コロナの問題によって、みごとに社会の問題というものがあぶり出されたと思う。新型コロナの広がりに伴い、差別も広がってきた。最初は、感染した方、その家族、濃厚接触者、さらに、所属する職場、学校、地域、また、感染のリスクを負いながら働いておられるエッセンシャルワーカー、つまり鉄道関係者・消防・警察・ごみ収集の方など、この差別の特徴は、感染の広がりに伴い、全ての方が対象となるくらい差別も広がってきた。結束しなければならないのに、無意識の内に、分断している。新型コロナウイルスの影響は、様々な人権問題を突きつけていると思う。今年で終わりということではなく、マイノリティの問題ではなく、誰もが差別の対象になった。多くの課題が明らかにしているということをここにきちんと書いてほしい。全ての方が差別の対象となっているので、感染者や家族、濃厚接触者、職場、学校、地域、エッセンシャルワーカーなどが差別を体験していると思うので、その方々の実態を把握しないと次は見えてこないのではないか。「施策の方向性」として、相談窓口を周知する以前に、差別の実態をきちんと把握した上で、とういった相談体制を整備していくことになると思う。

会長

　　新型コロナウイスル感染症に関する「現状と課題」の箇所で、「感染者や医療従事者等への心ない言動や根拠のない情報に基づき差別・偏見など様々な人権問題が発生しています」とあるが、この部分に、市民が理解しておくべき様々な差別の形態があり、それが広がっているということをもう少し具体的に書き込んでほしいということである。可能な範囲で書き込んでいただきたい。

事務局

　　ご意見をいただいたので、検討する。

　会長

　　具体的に差別の現状をつかまれているのか。

事務局

　　当課においては具体的な相談はない。

　委員

　　誰が新型コロナに感染したのか、ということは新聞報道などでも分からない。

　会長

　　そのとおりで、市町では把握しておらず、保健所単位で把握している。情報不足は不安をあおるかもしれないが、差別を避けるということにもなる。

　　４頁から５頁の職場における人権問題の箇所で、「○○ハラスメント」と多くのカタカナ表記がされているが、ここはどうか。

　委員

　　「セクシャル・ハラスメント」「パワー･ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」ここまでは分かるが、「パタニティ・ハラスメント」が分からない。

事務局

　　男性従業員が育児休暇をとったり、子どものために休暇をとったりする際に、なぜ休むのか、配偶者が休めばよいのではないのか、といったような不適切な言動をすることである。

　委員

　　「パタニティ」の語源は何か。

　会長

　　英語で「父性」という意味である。paterがラテン語で「父」を意味する。

事務局

　　なじみがないかもしれないので、注釈を入れるよう対応する。

　委員

　　２点ある。３頁のホームレスの人々の人権の箇所で、「現状と課題」の○の１つ目、「ホームレスに対する人権」とあるが、「ホームレスの人々の人権」の方がよい。次に、同じ頁の（７）で「拉致被害者等の人権」とあるが、「等」とは何を指すのか。拉致被害者以外の方のことか、それともその家族のことか。

事務局

　　１点目は、ご指摘のとおり「ホームレスの人々」とする。２点目の「拉致被害者等」とあるのは、「特定失踪者」といわれる方があるので、「等」という表現にしている。「拉致被害者」として認定されている方は17名であるが、その可能性がある方ということで多くの方がおられる。

　会長

　　その他の人権課題は多岐にわたっている。確認をとっていただき、気づかれた点については、事務局に連絡をしていただきたい。

（２）第３次丹波市人権施策基本方針「第５章」の記載内容（案）について

　　　 事務局より資料４に基づき説明

【意見要旨】

会長

　　ただ今、事務局から説明がありました。意見・質問をお願いする。

　　推進体制の箇所で、「丹波市人権施策推進本部」で施策の推進、総合調整及び進捗管理をするとあるが、市民へのフィードバックはどのように行われるのか。推進本部の中だけで確認されるだけでなく、丹波市の人権施策はこうなっていると、公表されるようなことはあるのか。

事務局

　　詳細の手法は今後の検討であるが、「丹波市人権施策推進本部」で決定されたことは、「丹波市人権施策推進審議会」で報告することになる。審議会は原則公開となり、会議資料を市のホームページで公表するといったことになる。

会長

　　そうであるならば、「機会を捉えて、市民に公表する」といった文言があったほうが好ましいと考える。内部で施策を推進し、進捗管理はちゃんとしています、というだけでなく、そこは、ホームページ等を使用して公表することは難しくないので、実績を積み上げていくことを見える化するほうがよいと感じたので、検討をお願いする。

委員

　　６行目に「市民一人ひとりが様々な人権問題について関心と理解を深め」とあり、さらに９行目に「市の職員は、人権問題に対する正しい知識と理解を深め」とある。啓発と教育を大事にしながら差別をなくしていくという方向性がある中で、市職員だけでなく、市民一人ひとりが「正しい知識と理解を深める」必要があると考える。重複するかもしれないが、市民も「正しく知っていく」「正しい知識を広めていく」ということが大切であり、そのような言葉を入れてほしい。

事務局

　　第２章において「市民一人ひとりが正しい知識を身につけ」といった表記をしているので、委員ご指摘の点について検討する。

委員

　　重複するならば、再度、記載する必要はないと思う。

事務局

　　重要なことについては、重複して記載することも大切であると考える。その点も踏まえ、再度、次回、お示しさせていただき、調整していきたいと考えている。

会長

　　次回会議は、これまでの資料がまとまった全体のものとなる。全体を見ていただき、個々の文言、重なっているので削除する、大事なことなので加えるなど、意見をいただきたいと考えている。

５　その他

　会長

　　今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いする。

　事務局

これまで、第１章から順次、審議していただき、本日ですべて出揃った。次回の審議会では、本日の意見についても反映させた上で、全体を通して意見をいただきたいと考えている。開催日は、10月中旬の予定で、後日、ご連絡する。

資料５の全体のスケジュールについて、来月10月に５回目の審議会を開催、さらに審議が必要な場合には11月に６回目を開催する。11月から12月にかけ、庁内の本部会議や議会などへ報告、それを踏まえ、12月下旬からパブリックコメントを１ヶ月間募集する。パブリックコメント終了後の来年２月頃に第７回審議会を開催し、パブリックコメントの結果及び回答、基本方針（案）の審議・決定を予定しており、その後、２月に市長へ答申となる。

　会長

　　今のスケジュールの説明について、質問はあるか。ないようですので、以上をもって本日の議事は終了とする。

６　閉会

委員

本日は、多くの審議事項があったが、熱心に審議をしていただきお礼を申し上げる。これをもって閉会とする。ご審議ありがとうございました。